

## 大和市コミュニティセンター草柳会館指定管理者申込要領

### 1. 施設の概要

#### (1) 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

コミュニティセンターは、地域住民が自主的な活動や、サークル活動等を通じて相互の交流を深化させ、地域コミュニティを醸成する場として設置された施設です。

指定管理者には、地域のニーズを把握し使用者の利便性の向上を図り、使用者が気持ちよく使用できるよう努めるとともに、より活発な使用が図られるような管理・運営をお願いします。

#### (2) 施設の概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (ア) 施設の名称 | 大和市コミュニティセンター草柳会館   |
| (イ) 所在地   | 大和市下草柳 5 5 2 番地 1   |
| (ウ) 開館時期  | 平成 5 年 1 1 月開館  |
| (エ) 建物概要  | 敷地面積 9 5 5 . 0 0 m <sup>2</sup><br>延床面積 5 2 6 . 2 6 m <sup>2</sup><br>建物構造 鉄筋コンクリート造地上 2 階建 |
| (オ) 休館日   | 月曜日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで<br>※指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができます。          |
| (カ) 開館時間  | 午前 1 0 時から午後 1 0 時まで<br>※指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができます。                    |

#### (3) 施設使用料

コミュニティセンターの利用者は、大和市コミュニティセンター設置条例第 22 条に規定されている使用料の納付が必要となります。なお、この使用料については、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき指定期間中において見直しを行うことがあります。

### 2. 指定管理にあたっての条件

#### (1) 指定管理者が行う業務

- (ア) コミュニティセンターの使用の承認に関する業務（詳細は別紙仕様書のとおり）
- (イ) コミュニティセンターの維持管理に関する業務（詳細は別紙仕様書のとおり）
- (ウ) 地域の特色を活かした地域コミュニティの推進を図る業務

指定管理者は、年齢、性別等に片寄らず多くに住民が参加できるような事業を展開し、相互の交流活動ができる地域コミュニティの形成を図る、事業を実施すること。実施にあたっては地域のニーズを十分に把握すること。

#### (2) 指定期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）

### (3) 指定管理料

指定管理料の上限は、平成26年度3,050,000円、平成27年度3,061,000円、平成28年度3,073,000円（消費税及び地方消費税を含む）とします。（指定管理料は上記の金額を上限として、提出された収支予算書の提示額に基づき協定書で定める額とします。）

※指定管理業務において、各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属します。

※仕様書等の変更等により、協議の上、指定管理料を変更する場合があります。

### (4) モニタリング

コミュニティセンターのサービス維持・向上と、効率的な管理運営が行われるよう、市及び指定管理者は施設の管理運営について定期又は随時にモニタリングを行うこととします。

#### (ア) 市が行うもの

- ・市はコミュニティセンターの管理の適正を期するため必要と認めるときは、定期又は随時に指定管理者に対し、業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。
- ・指定管理者が業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。
- ・市の監査委員が必要と認めるときは、指定管理者のコミュニティセンターの管理業務に係る出納関係事務等について監査する場合があります。

#### (イ) 指定管理者が行うもの

- ・指定管理者は、施設の管理運営がコミュニティセンターの設置目的や協定書・仕様書等に沿って行われているか、継続的に自己点検を行うものとします。またアンケートによる使用者満足度の調査等、使用者の声を施設の管理運営に取入れる取り組みを行うものとします。

## 3. 申込の手続き

### (1) 申込資格

(ア) 団体であること（個人での申込は不可）

(イ) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、会長、副会長、会計及び監査をする職には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項及び第168条第7項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと。

### (2) 提出書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 収支予算書
- (ウ) 財産目録
- (エ) 規約等
- (オ) 活動状況

**(3) 提出期限**

平成25年10月15日(火)午後5時まで

**(4) 申込場所**

大和市民経済部生活あんしん課

大和市中鶴間一丁目1番1号

**4. 選定について**

**(1) 選定結果について**

大和コミュニティセンター設置条例第7条に基づき、申込み団体に対し選定後、速やかに通知します。

**5. 問い合わせ先**

大和市民経済部生活あんしん課

大和市中鶴間一丁目1番1号

046-260-5162